「富山県手話言語条例」の概要　　　　　　　　　　　　　　　　 　　施行期日：平成30年４月１日

前　文

【手話の普及等に関する施策】

 (1)相談及び意思疎通の支援体制の整備

・手話通訳者の派遣、ろう者等の相談支援や情報提供を行う拠点施設を支援する。

・ろう者等が手話通訳者による意思疎通支援を受けられる体制の整備を図る。

・聴覚障害のある乳幼児やその保護者への支援体制の整備を図る。

(2)手話による情報発信

・ろう者等が県政に関する情報を取得できるよう、手話による情報の発信を行う。

(3)災害時等への対応

・災害時等において、ろう者が必要な情報の取得や意思疎通ができるよう、市町村等との連携

その他必要な措置を講ずるよう努める。

(4)観光旅行者等への対応

・ろう者である観光旅行者等が安心して県内に滞在できるよう、手話の普及等に努める。

(5)手話通訳者の確保、養成等

　・手話通訳者及びその指導者の確保、養成、手話通訳技術の向上を図る。

(6)事業者への支援

・手話の使用に関して合理的な配慮を行う事業者に対して、必要な支援を行う。

(7)手話を学ぶ機会の確保等

・県民が手話を学ぶ機会の確保、県職員が手話に関し学習する機会の確保を行う。

(8)学校における手話の普及

・聴覚障害のある幼児、児童又は生徒が通学する学校において、教職員の手話に関する技術向上に必要な措置を講ずるよう努める。

・聴覚障害のある幼児、児童又は生徒及び保護者に対して、必要な措置を講ずるよう努める。

・学校において、手話等への理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努める。

基本的施策（第７条～第14条）

県障害者計画において、手話の普及等に関する施策について定め、総合的かつ計画的に推進する。

・手話が言語であるとの認識に基づき、①基本理念、②県の責務、県民等及び事業者の役割、

③手話の普及等に関する施策の基本となる事項を定め、手話の普及等に関する施策を推進する。

目　的（第１条）

「ろう者」・・・聴覚障害者のうち、手話を言語として使用して生活を営む者。

定　義（第２条）

・「県手話施策推進協議会」を設置し、手話の普及等に関する施策等に係る意見を聴取する。

協議会の設置（第17条）

基本理念（第３条）

(1)手話の普及等は、手話が独自の体系を有する言語であって、ろう者が豊かな人間性を涵養し、知的かつ心豊かな生活を営むために受け継がれてきた言語活動の文化的所産であることについての県民の認識の下に、行われなければならない。

(2)手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、行われなければならない。

その他（第15条、第16条）

・手話に関する調査研究への協力、財政上の措置

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い

ながら共生することのできる社会の実現に寄与する。

【手話とは】

・手話は、音声言語とは異なる語彙及び文法体系を有し、ろう者がその意思や感情等を手や

指の動き、表情などにより視覚的に表現する言語である。

【今後の本県の目指すべき姿】

・ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指す。

【条約、法令の制定】

・平成18年に障害者の権利に関する条約が採択され、手話は言語であることが国際的に認知されることとなった。

日本においても、平成23年の改正障害者基本法において、言語に手話を含むと規定された。

・本県では、平成26年に、「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」を制定し、障害への理解を深め、障害を理由とする差別解消に取り組んでいる。

・今後、法令やこの条例と相まって、手話の普及等を図ることが必要である。

【手話の歴史】

・日本では、大正時代以降、ろう学校における手話の使用が制約されることとなった。

・しかし、ろう者は、言語である手話に誇りを持ち、その理解と普及の促進に取り組んできた。

(1)「県民」・・・条例の基本理念についての理解を深めるよう努める。

(2)「ろう者等」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進に努める。

(3)「手話通訳者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進、職務に係る倫理と知識の保持、

手話通訳技術の向上に努める。

(4)「手話の普及等に関係する者」・・・県の施策への協力、手話の普及等の促進に努める。

(5)「事業者」・・・ろう者へのサービス提供時や雇用時における、手話の使用に関する合理的な

配慮に努める。

県民等及び事業者の役割（第５条、第６条）

(1)手話の普及等に関する総合的な施策を策定、実施する。

(2)手話の普及等に関する施策を実施するに当たって、市町村、関係機関・団体と連携するとともに、ろう者及び手話通訳者等の協力を得るよう努める。

(3)手話の普及等に関する施策を実施する市町村に対して、必要な支援を行う。

(4)ろう者が生活を営む上で障壁となるものの除去について、必要かつ合理的な配慮をする。

県の責務（第４条）